

(その1)

# 収支報告書

令和4年分  
開催分

(

(ふりがな) じゅうみんしゅうおおさかふだいさんせんきょくしぶ

1 政治団体の名称 自由民主党大阪府第三選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 大阪市住之江区御崎1-6-29

3 代表者の氏名 宗清 皇一

4 会計責任者の氏名 島田 賢司

事務担当者の氏名

島田 賢司

(電話) 06-6233-5150

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 宗清 皇一
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



P10351

12050214

4100

728

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	7,421,581
(前年からの繰越額)	3,904,804
(本年の収入額)	3,516,777
支 出 総 額	574,423
翌年への繰越額	6,847,158

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	331,750
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	706

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	自由民主党本部	500,000	R4/5/10	東京都千代田区永田町1-11-23	(政党助成金)
2	自由民主党本部	1,000,000	R4/5/10	東京都千代田区永田町1-11-23	(政党助成金)
3	自由民主党本部	184,990	R4/6/24	東京都千代田区永田町1-11-23	
4	自由民主党本部	500,000	R4/7/29	東京都千代田区永田町1-11-23	(政党助成金)
5	自由民主党本部	500,000	R4/10/31	東京都千代田区永田町1-11-23	(政党助成金)
6	自由民主党本部	500,000	R4/12/23	東京都千代田区永田町1-11-23	(政党助成金)
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
	合 計	3,184,990			

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の		37
	合 計		37

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	47,419	0	
小 計	47,419	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	76,100	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	450,904	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	450,904	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	527,004	0	
合 計	574,423		

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査業務費	40,000	R4/2/15	河田 秀雄 橋本 光世	大阪市城東区今福西4-4-30 枚方市樟葉野田1-53-4	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	7,419				
	合 計	47,419				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	組織活動費等	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会場使用料	64,900	R4/6/6	住吉大社吉祥殿	大阪市住吉区住吉2-9-89	
2	旅費交通費	11,200	R4/6/6	近鉄タクシー(株)	大阪市天王寺区上本町9-4-17	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		0				
合 計		76,100				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	広告宣伝費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	チラシ印刷代	78,650	R4/4/11	㈱中島弘文堂印刷所	大阪市東成区深江南2-6-8	
2	ポスティング代	110,000	R4/8/1	㈱アドワールド	大阪市中央区瓦屋町3-7-3-4F	
3	新聞折込料	89,504	R4/8/1	㈱産経アドス	大阪市浪速区湊町2-1-57	
4	ポスティング代	165,000	R4/12/6	㈱アドワールド	大阪市中央区瓦屋町3-7-3-4F	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	7,750				
	合 計	450,904				



(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 2月 14日

政治団体の名称

自由民主党大阪府第三選挙区支部

会計責任者の氏名

島田

賢司



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

## 政治資金監査報告書

令和5年1月18日

自由民主党大阪府第三選挙区支部  
代表 宗清 皇一 殿

登録政治資金監査人 河田 秀雄

登録番号 第 169 号

研修終了年月日 平成20年12月25日

登録政治資金監査人 橋本 光世

登録番号 第 420 号

研修終了年月日 平成21年 1月16日

## 1 監査の概要

- (1) 私たちは、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党大阪府第三選挙区支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私たちの責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、自由民主党大阪府第三選挙区支部の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私たちが実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、自由民主党大阪府第三選挙区支部に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

自由民主党大阪府第三選挙区支部と私たちの間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上